

特別支援教育に関する実践研究充実事業公募要領

1. 事業名

特別支援教育に関する実践研究充実事業

2. 事業の趣旨

特別支援学校においては、障害の状態が極めて重度であったり、複数の障害を併せ有する者が在籍したりするなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。これらの児童生徒等が自立し社会参加していくためには、特別支援学校間の協力とともに、外部の専門家や関係機関との密接な連携を図った指導内容・方法の改善を図る必要がある。また、小・中学校においては、様々な障害のある児童生徒等に対し適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。さらに、平成21年に改訂した学習指導要領等については順次実施に移されてきたところであるが、その定着のためには新しい内容に即した指導方法の改善・充実が求められる。

加えて、障害のある子供については、学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域における支援を含めた多面的な支援体制を構築することが重要であり、NPO等民間団体における障害児教育支援活動について、特に課題とされている分野への活動の促進等を図り、その成果を普及する必要がある。

これらの課題に対応し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組み、もって特別支援教育の推進に資することを目的とする事業である。

3. 事業の内容

下記の項目の中から希望するものを選択し実施するものとする。なお、それぞれの項目における詳細については別紙1、2を参照すること。

- (1) 特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

4. 公募対象

以下の団体を公募対象とする。

- (1) 特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究
 - ・都道府県教育委員会・指定都市教育委員会
 - ・市区町村教育委員会
 - ・附属学校を設置する国立大学法人
 - ・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、又は特別支援学校を設置する学校法人
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究
 - ・特別支援教育に関する知識を有する法人格を有する団体

なお、都道府県・指定都市の規定等により再委託が出来ない等特段の事情がある場合には、個別に初等中等教育局特別支援教育課（(1)については指導係、(2)については基礎的環境整備振興係）へ相談すること。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は委託要項で定める事業実施計画書によって代えるものとする。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

事業実施計画書の内容を補足するために必要と思われる資料（パンフレット等）を適宜添付すること。

(2) 提出方法

書類の提出は、以下の2通り両方により提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。

①電子メール

- ・別紙様式「事業実施計画書」をWord、一太郎又はPDFファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「組織名・実践研究充実事業実施計画書」（組織名の例 例1：北海道教育委員会、例2：北海道、例3：北海道大学）とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

②郵送等（郵便、宅急便等）

- ・正本を1部提出すること。なお、提出書類は返却しない。
- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
- ・封筒に『「実践研究充実事業」応募資料在中』と朱書きすること。

(3) 提出先

①電子メール

tokubetu@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当（3の（1）（2）に示す内容ごとに下記の担当宛て提出）

- ・特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係（宛）

TEL:03-5253-4111（内線2003）

- ・特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課基礎的環境整備振興係（宛）

TEL:03-5253-4111（内線3255）

(4) 提出締切

平成26年2月28日（金）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・郵送等の場合、当日18:00必着

(5) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7. 事業規模（予算）及び採択件数

- ・特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究
事業規模：1件あたり標準額 100万円程度
採択件数：6件程度を予定
- ・特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究
事業規模：1件あたり標準額 100万円程度
採択件数：2団体程度を予定

8. 選定方法等

(1) 選定方法

審査評価委員会において書類選考を実施する。なお、選考は3の（1）（2）に示す内容ごとに行う。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：平成26年2月28日（金）

審査：平成26年3月上旬

採否：平成26年3月下旬

契約締結：平成26年度予算が成立した場合に、平成26年4月1日以降、順次締結

契約期間：原則、契約締結日から平成27年3月31日まで

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

11. その他

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。

また、事業実施にあたっては、契約書を遵守すること。

(別紙 1)

特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究

1. 趣 旨

特別支援学校においては、障害の状態が極めて重度であったり、三つ以上の障害を併せ有する者が在籍したりするなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。これらの児童生徒等が自立し社会参加していくためには、特別支援学校間の協力とともに、外部の専門家や関係機関との密接な連携を図った指導内容・方法の改善を図る必要がある。

小・中学校等においては、発達障害の児童生徒をはじめ、様々な障害のある児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。

また、平成21年3月に改訂した学習指導要領については順次実施に移されてきたところであり、その定着のためには新しい内容に即した指導方法の改善・充実が求められている。加えて、学習指導要領は不断の見直しが求められていることから、国として実践研究を行い、改善に必要な実践データを収集していく必要がある。

これらの特別支援学校等における喫緊の課題に対応し、自立と社会参加に向けた指導・支援の改善を図るため教育課程の編成等についての実践研究を行う。

2. 事業の内容

以下のア～カから一つを研究の重点として定め、地域や学校の実態等を踏まえつつ、具体的な研究事項を設定する。

ア 特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化に対応した効果的な指導内容・方法に関する研究（自閉症その他の障害を併せ有する児童生徒等への指導、障害の重度・重複化や多様化に伴う新たな課題への対応、各教科等にわたる個別の指導計画の効果的な活用など）

イ 関係機関と連携したキャリア教育や職業教育、進路指導の改善に関する研究

ウ 小・中学校等の通常の学級、通級による指導又は特別支援学級における障害のある児童生徒等への指導内容・方法（通級による指導又は特別支援学級における教育課程編成を含む）に関する研究

エ 医療や心理学等の専門家を活用した指導方法等の改善に関する研究

オ 訪問教育における教育課程編成及び効果的な指導内容・方法に関する研究

カ 自立活動及び各教科等の指導におけるICTの効果的な活用（各教科等については、児童生徒等の障害の状態や特性等及び各教科等の特質や内容に応じた活用）に関する研究

3. 事業の実施方法

(1) 研究協力校の指定

委託を受けた団体は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中から、実践研究を行う学校を指定する。なお、単一の学校を指定することも、複数の学校を指定することも可能である。(以下、指定を受けた学校を「研究協力校」という。)また、研究の内容に応じ、便宜上、域内の特定の地域を指定することも可能である。

(2) 研究組織の整備

研究協力校は、通常の校務分掌とは別に研究の担当者を指定したり、必要に応じて外部の有識者を研究総括者として委嘱したりするなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。

(3) 研究協力校間の連携

複数の指定校を指定して研究を行う場合、研究協力校は、地域や学校の実態等に応じ、様々な観点から研究を行うため、互いに連携して研究を実施するものとする。

(4) 進捗状況の把握及び指導助言

委託を受けた教育委員会は、研究の進捗状況を把握するとともに、研究協力校又はその設置者に対し、研究の実施や研究協力校間の連携等に関し必要な指導助言を行うものとする。

4. 委託期間

委託事業の実施期間は、委託を受けた日から当該年度の末日までとする。(契約期間は、原則当該年度末までとし、1回に限り契約更新の予定。2年目の契約については、2年目の事業実施計画書の内容を審査し、予算の状況等を踏まえ委託を継続することが適切であると認めた場合、当該委託の継続を決定し、2年目の契約を締結するものとする。)

5. その他

研究協力校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。